

第5回規制見直し基準WG（総務省ヒアリング） 議事概要

平成17年6月29日（水）15:00～15:30
永田町合同庁舎1階 第4会議室

【議題】規制影響分析（RIA）の試行的実施状況について

当会議出席者

鈴木主査、原主査、安念専門委員、大橋専門委員、山本専門委員

総務省出席者

総務省 行政評価局 政策評価官 渡会 修

【議事概要】

（1）総務省より、説明資料に沿って説明。

（2）意見交換（ 当会議、 総務省）

試行的実施の合計は79件とのことで、これについては、各省が規制の設定又は改廃に際し、任意で実施しているようだが、この数をどう評価しているのか。さらに、試行的実施の期間における規制の設定又は改廃について、総件数を把握しているのか。

また、自前の評価に伴う欠陥として、手前みそになりがちなのが挙げられるが、想定される効果を定量的に記載しているのは3件のみとなっている。これをどう評価しているのか。

今後の義務づけに向けて、感触はどうか。

規制の設定又は改廃の総件数はつかんでいない。実施要領に基づけば、政省令等に係るものは除外規定があるため全てとはならないと考えられる。また、省によって対象をなるべく広くしているところと絞り込んでいるところとあり、件数だけではなかなか判断できない。

手前みそになりがちという指摘については、確かにそういう可能性は否定できない。効果についてはできる限り定量的としており、もっと定量化を進めねばならないものとする。

義務づけについては、義務づけを先にやって、その後質を上げていくというアプローチと、中身をもう少し磨いて、ある程度のレベルまで引き上げてから義務づけを行うという二つのアプローチが考えられる

が、どちらが望ましいか、これから十分検討していきたい。

ざっと見て、点数を付けたらどんな感じか。

6月10日までに公表された79件について取りまとめ、全体的な整理をした段階であり、個別の分析は今後の課題と考えている。ただし、全体としてもっと磨き上げる余地は十分にあると考える。個別に見ていくと、効果や費用を数値で定量化したものは推奨事例と言える。

我々の立場では、代替手段として規制撤廃や規制緩和と比較検討することが望ましいのだが、現状維持との比較が圧倒的に多くなっている。何故そうなるのか。

代替手段との比較考量のベースラインとしては、現状維持ならどうなるかの分析があり、現状維持との比較はほとんどの場合で可能と考える。その上で、さらに他の手段をどこまで考えるかは、今後の課題と考える。

12月の答申に向けて、義務づけを書き込むことができるのかな。2つのアプローチがあるとのことだが、我々としてはスタート時点では不足があるものでも、広く公開して世間の評価を受けた方が、次第に満足なものとなるきっかけができると思う。12月頃までに目途はつきそうか。

今年の夏から秋にかけて、各府省の取組の分析と義務づけをする際の枠組みの検討を行っていきたい。年内には、途中経過になるか最終結果になるかは分からないが、何らかの形で説明させて貰いたい。

答申では、基本的には義務づけのことを書きたいと思っているので、是非頑張ってもらいたい。

以上